

会員各位

多重投稿（多重出版）について

一般社団法人 日本形成外科学会
機関誌編集委員会
委員長 上田 和毅

最近、不正投稿の問題がマスコミで頻繁に取り上げられ、研究者としてより厳密に倫理規定を遵守することが求められてきております。

多重投稿に関しては、2003年に当時の秦維郎日形会誌編集委員長が「重複投稿と不正投稿のルールについて」（日形会誌 23：138-142, 2003）と題し、注意を喚起したことがあります。以来10年以上を経て、社会情勢が大きく変化したのを受けて、改めて多重投稿に関する認識を深める必要に迫られております。現在の日形会誌の投稿規程では、多重投稿に関する具体的な記載はなく、投稿の条件として「他誌に未発表のものであり、かつ他の著作権を侵害しないものに限る」と記載してあるのみです。そのため、今回、編集委員会では次のような多重投稿（多重出版）に関する文言を作成し、投稿規程に盛り込むことに致しました。

すでに投稿（出版）された論文とほぼ同じ内容の論文を、先の論文を明確に引用することなく、投稿（出版）することは、多重投稿（多重出版）とみなされる。

ただし、①学会発表の抄録（Abstract）・会議録（Proceeding）・ポスター ②科学研究費などの報告書 ③極めて限られた読者を対象とした刊行物（病院ニュースレターなど）に掲載された論文は除外する。

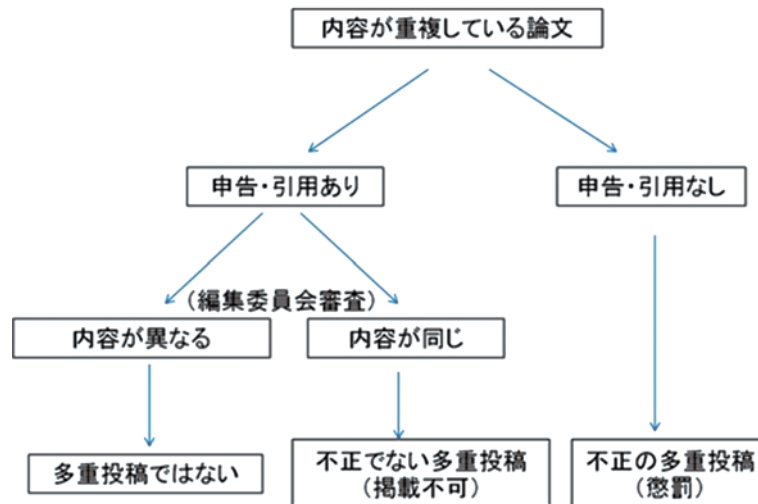
したがって、論文の言語を問わず、新たに投稿する論文がすでに投稿（出版）された論文と一部でも内容が重複する場合には、投稿の際にその旨を編集委員会に申告し、かつ、すでに出版（掲載決定を含む）されている場合はその論文を引用する必要がある。その論文を多重投稿（出版）とみなすか否かは編集委員会で審議決定する。

International Committee of Medical Journal Editors（以下、ICMJJE）が研究者向けに出した投稿ガイドラインである Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals（最新版2014年12月）においては、不正行為の一つである duplicate publication（“多重出版”）を「*publication of a paper that overlaps substantially with one already published, without clear, visible reference to the previous publication*」¹⁾と定義しています。このガイドラインは生物系医学系の研究者を対象にしたもので、国際的に尊重され、ほとんどすべての生物系医学系の学術誌がこれに則って編集されているものです。また、このガイドラインでは、「*When authors submit a manuscript reporting work that has already been reported in large part in a published article or is contained in or closely related to another paper that has been submitted or accepted for publication elsewhere, the letter of submission should clearly say so and the authors should provide copies of the related material to help the editor decide how to handle the submission.*」¹⁾としていて、部分的であっても重複したり関連したりしている場合は既出論文に言及すべきだとしています。今回、作成した多重投稿（多重出版）に関する文言はこのICMJJEの基準に則ったものです。

多重投稿の禁止に関しては、医学の世界より理工学分野においてより厳しい傾向があります。例えば、東北大学の全学指針では、「掲載される出版の二重性には、研究対象、方法論、結果及びその解釈の既出論

文との同一性あるいは類似性が含まれる。図表やデータの既出論文からの使用も、二重投稿（二重出版）に相当する。また、既出論文研究と同じ話題を取り扱う論文も、わずかな相違があるだけでは二重投稿（二重出版）に相当する²⁾と、かなり厳しく規定されています。

今回作成した規定の特徴は、データが一部でも重複していたら申告する必要があることを明確にした点です。世界的な風潮からすれば当然なのですが、実際には慣例として守られていなかった点です。そして、懲罰の対象となる多重投稿を、申告・引用がないものに限定して規定した点です。



現在のところ、編集委員会としては、「内容が重複していても、申告・引用があり、対象・方法・結論のいずれかが異なれば、必ずしも多重投稿（出版）とはみなされない」という見解を取っています。対象と結論が同じであっても、まったく別の方法で解析した結果に基づいていれば多重投稿ではないし、対象、方法が同じであっても新たな解釈をし、導き出された結論が異なれば、多重投稿とはみなされない場合があると考えられます。逆に、対象が異なっても、同じ方法、結論であれば（同じ術式を異なる症例に対して繰り返し用いた場合など）多重投稿とみなされてよいと思います。同一であるかないかの区別には非常に難しいものがあります。対象10例を20例にして新たな論文を書いた場合や経過観察を10年から20年にして新たな論文を書いた場合、この数字の違いを「ほぼ同一」とみなすか「異なる」とみなすかは、疾患の頻度や結論に新たな意味が加わるか否かも関係します。そのほか、同一であるか否かは、読者にとっての有益性、最終的には医学上の有益性なども勘案して、総合的に判定されるべきかと考えます。したがって、一部でも内容が重複する場合には、投稿の際にその旨を編集委員会に申告し、かつ、すでに出版（掲載決定を含む）されている場合はその論文を引用していただきたくお願い申し上げます。編集委員会で、提出された論文に対し、誠意をもって対応し、不正投稿の防止に努める所存です。

以上、現時点における編集委員会の多重投稿に関する見解を述べました。一方、2014年11月、ICMJEに相当する国内組織である日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）の総会において、ICJMEの基準に則った日本国内向けの指針（「日本医学会医学雑誌編集ガイドライン」）を作成中であることが報告されました。そこで提示された案では、多重出版を「本質的に同じ内容の論文を繰り返し出版すること³⁾として、ICJMEでの表現を日本語化するにとどまっており、具体性に欠けます。

日本形成外科学会編集委員会では、多重投稿の問題は緊急を要する課題と考え、JAMJEの指針の確定に先だって、より具体的な形で、今回、日本形成外科学会会員に向けて多重投稿（出版）に関するアナウンスを行いました。会員各位は、昨今の情勢を鑑み、くれぐれも慎重に論文作成にあたるようお願い申し上げます。

【参考資料】

- 1) International Committee of Medical Journal Editors : Duplicate publication. recommendations for the conduct, reporting, editing, and publication of scholarly work in medical journals, updated December 2014, 8, <http://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf>, 2015.2.2.
- 2) 国立大学法人東北大学：不適切な研究成果発表行為（1）二重投稿（二重出版）①定義. 研究成果を適切に発表するための指針, <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/shishin.pdf>, 2015.2.2.
- 3) 日本医学雑誌編集者組織委員会：日本医学会 医学雑誌編集ガイドライン（案）について. 2014（平成26）年11月5日第7回日本医学雑誌編集者会議（JAMJE）総会・第7回シンポジウム資料より（非公開）.